1. 施設の目的及び運営の方針

(施設の概要)

名称:あそびの森金鵄幼稚園 所在地:新潟市西区小針台1番4号

(施設の目的)

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育を行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

(運営の方針)

- ○教育理念を次のとおりとします。
 - ・元気で仲よく遊べる子を育てる。・意欲をもってのびのびと活動ができる子どもを育てる。・思いやりがあってやさしい子を育てる。
- ○教育のねらい及び内容の概要を、次のとおりとします。
 - ・幼児期にふさわしい経験ができるよう援助し、一人一人を大切に育てていく。
 - ・連続性を持った幼児教育の充実と特色ある教育を行い、幼児の最善の利益と幸福を考慮した福祉を積極的に増進する。
- 2. 提供する教育・保育の内容

(提供する教育の内容)

- ○子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領に沿って乳幼児の発達に必要な教育を総合的に提供します。
- ○以下の幼児の発達に必要な教育を行います。
 - ①人、物、自然、社会の事象、自然その他子どもを取り巻く環境を通じて、遊びを主体に、五領域と各領域とが連関した総合的な教育活動を行います。
 - ②クラス編成は可能な限り複数担任制をとり、それぞれが同等の責任を持ちながら、互いに密接に子どもと関わり、経験年数が異なる子 どもに対する配慮を行います。
 - ③教育は、姉妹園を含めた幼保連携を行うとともに、職員全員が全園児を見守り教育するという「チーム保育」の考え方のもとで、子どもの日常の姿や変化など生活態様の多様性に即してきめ細かく且つ柔軟に行います。
 - ④延長保育・一時預かり保育の子どもに対してきめ細かな配慮がなされるよう、専任担当者と各クラス担任との間で連携して行います。
 - ⑤子どもの発達の連続性を踏まえ、小学校への接続に配慮した就学前の子どもに対する一貫した教育を行います。

(給食の提供)

- ○給食を主食及び副食を全園児に提供します。食物アレルギーへの対応方針は、マニュアルに基づき実施します。
- 3. 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

- ○職員の配置については、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例で定める職員配置基準を下回らない 人数とします。なお、職員数は入所人数により変動することがあります。
 - (1) 施設長(園長)(常勤専従) 1名

園長は、教育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上・一体的な管理運営を行います。

(2) 副園長又は教頭(常勤専従) 1名以上

園長を補佐し園務を整理し、必要に応じて園児に教育を実施します。

(3) 主幹教諭(常勤専従) 1名以上

園長及び副園長を補佐し園務を整理し、必要に応じて園児に教育を実施します。

- (4) 幼稚園教諭 (常勤専従) 園児数に応じて配置基準以上の適切な人数 幼稚園教諭は、教育課程に基づき、園児に教育を一体的に実施します。
- (5) 園医 1名 園歯科医 1名

園医及び園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行います。

- (7) 園薬剤師 1名 薬剤の管理及び環境保持の相談・指導を行います。
- 4. 教育・保育を行う日及び時間等

(教育を提供する時間)

- ○教育を提供する時間は次のとおりです。
- (1) 教育標準時間に関する教育時間

月曜日から金曜日:午前10時00分から午後2時00分まで 当園の指定する土曜日:午前10時から午前11時30分まで

(2) 開所時間

月曜日から金曜日:午前7時30分から午後7時00分まで 当園の定める土曜日:午前7時30分から午後5時00分まで

(預り保育) 預り保育の時間及び料金は、別に説明する預り保育説明書のとおりです。

5. 保育料等

・保護者から徴収する保育料、給食・預かり保育、その他の費用の内容、金額及び徴収の時期については、別に説明する説明書のとおりです。

6. 利用定員 利用定員は、次のとおりです。

クラス	満3歳児以上	4歳児	5歳児
1号定員		240名	
2号定員		40名	

- 7. 利用の開始及び終了に関する事項等
- ○利用の申込みのあった園児の総数が利用定員の総数を超える場合は、当園の教育理念に基づき、原則以下の選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考します。
 - (1) 兄弟姉妹が在園している子は、優先して入園します。
 - (2) 兄弟姉妹が卒園児・保護者が卒園児である子は次順位とします。
 - (3) その他の子は、原則、先着順(抽選、面接等)により選考します。
- ○選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示します。
- ○利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとし ***
- ○退園又は休園しようとする1号子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとします。
- 8 虐待の防止のための措置
- ○子どもの人権の擁護・児童虐待の防止等に関する法律に規定する虐待の防止のため次の措置を講じます。
 - (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- ○職員又は養育者(保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、新潟市及び 児童相談所等適切な機関に通告します。(虐待防止責任者:園長 虐待防止受付担当者:主任保育教諭)
- 9. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(緊急時等における対応方法)

- ○園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。
- ○教育の提供により事故が発生した場合は、新潟市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ○園児に対する教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(非常災害対策)

○非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員 に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

(避難場所)

・園庭 ・幼稚園駐車場 園児の引渡しは、保護者に直接引渡をいたします。

(管轄する消防署、警察署等)

新潟西警察署(新潟市西区小新 4083 番地 1 電話 260-0110)

西小針交番 (新潟市西区小針が丘 2-41 電話 266-7224)

新潟西消防署 (新潟市西区槇尾 80 番地 1 電話 262-2119)

10. 要望・相談の受付

保護者及び施設利用の皆様からのご意見・ご要望・苦情等に耳を傾け、より良い保育の提供、向上に努めております。私どもの保育についてのご意見・ご要望・苦情等がありましたら、遠慮なく、解決責任者、受付担当者、第三者委員にご相談下さい。

意見・要望:苦情等解決責任者;理事長鶴巻克恕・園長山田由香子

: 受付担当者: 主任佐藤京子

第三者委員 斉木悦男 (弁護士) 鯰越 溢弘 (新潟大学名誉教授)

- 11. 保険に関する事項
 - ○加入保険の種類及び内容 幼稚園責任賠償保険
 - ○補償金額 身体500万円 1事故5000万円 (免責1事故10万円)
- 12. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項
- ○教職員は園児及び保護者その家族の個人情報等の守秘義務を遵守します。教職員でなくなった後も同様に守秘義務を遵守します。

なお、小学校・児童相談所・市その他公的機関及び他の特定教育・保育施設への教育・保育に必要な情報は教育・保育の目的に必要な範囲 に限って、及び市が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は給付事務に必要な範囲に限って利用いたします。